

## プール学院大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程

### (目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）私費外国人留学生の授業料減免に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (制度の趣旨)

第2条 この規程は、本学大学院に在学する私費外国人留学生の経済的負担を軽減することにより、学業に専念かつ成就させることを目的とする。

### (財源)

第3条 本制度の財源は本学院の経常費をもってこれに充て、文部科学省からの私費外国人留学生に対する援助金は、補助金収入（文部科学省からの援助金収入）として本学院経常収入へ繰り入れるものとする。

### (対象)

第4条 授業料減免の対象は、本学大学院学生であつて、在留資格「留学」を有する私費外国人留学生とする。ただし、次に該当する者は対象から除外する。

- (1) 学業成績が不振で、学問研究継続の意志がないと認められる者。
- (2) 明らかに経済的に恵まれていると認められる者。
- (3) 休学中の者。
- (4) その他著しく学生の本分に違背した者。

### (減免額)

第5条 授業料減免額は、本学大学院当年度所定の授業料額30%以内とし、本学大学院国際文化学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

### (期間)

第6条 授業料減免の期間は、一年度限りとする。ただし必要により次年度も申請をすることができる。

### (減免の方法)

第7条 授業料納付に当たっては、原則として減免額を差し引いて納付するものとする。

### (選考)

第8条 授業料減免対象者の選考並びに授業料減免に関する事項の審議は研究科委員会で行い、学長が決定する。

### (異動の届出)

第9条 授業料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに研究科委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学または退学
- (2) 本人の住所変更
- (3) 保証人の変更等その他重要事項の変更

### (返還義務)

第10条 授業料の減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を採用時に遡って取り消し、返還を求める場合がある。

- (1) 退学または除籍になったとき
- (2) その他著しく学生の本分に違背したとき

### (規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

### 附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

この規程は、2006（平成18）年4月1日改正施行する。

この規程は、2009（平成21）年4月1日改正施行する。